

令和5年度末に退職を予定されているみなさまへ

例年、12月と2月の2回に分けて開催した年度末退職予定者を対象とした「年金制度及び退職後の健康保険制度に関する説明会」につきましては、令和5年度は定年年齢が引き上げとなることから、生年月日が昭和38年4月2日以降の方を対象に下表の日程で開催を予定しています。

なお、育児休業代替職員や短期組合員である方又は令和6年4月1日から他県や他の公務員共済組合に加入される方（転出者）は、説明会の対象外とします。

説明会の詳細につきましては、追って通知いたします。

対象者（令和5年度末定年前退職予定の方）		開催日時		会場
①	昭和38年4月2日～ 9月15日生まれの方	金沢市・野々市市・能美市・河北郡・かほく市にある所属所組合員	10:00～12:00	石川県庁 行政庁舎 11階 1105 会議室
		上記以外の所属所組合員	13:30～15:30	
②	昭和38年9月16日～ 4月1日生まれの方	金沢市・野々市市・能美市・河北郡・かほく市にある所属所組合員	10:00～12:00	
		上記以外の所属所組合員	13:30～15:30	
③	昭和39年4月2日～ 生まれの方	金沢市・野々市市・能美市・河北郡・かほく市にある所属所組合員	10:00～12:00	
		上記以外の所属所組合員	13:30～15:30	

- 1日に午前と午後の2回開催とし、午前の部は金沢市・野々市市・能美市・河北郡・かほく市にある所属所の方に参加いただけます。
- 生年月日によって日程を分けていますが、都合がつかない場合は、共済組合にご相談ください。
- 事務担当者の方はいずれの日程でもご参加いただけます。

公費負担による医療証（受給者証）をお持ちの方へ

組合員又は被扶養者が、県や市町などの地方公共団体から医療証（受給者証）の交付又は継続により、医療機関等の窓口負担の全額又は一部が免除される場合は、重複給付を避けるために附加給付等の給付を停止しています。届出が遅れると、附加給付等を返金していただくこととなりますので、医療証（受給者証）をお持ちの方は、共済組合まで届出をお願いします。

また、医療証（受給者証）の継続申請を行わない等、受給資格を喪失した場合も届出をお願いします。

届出対象となる医療証（受給者証）・医療費助成制度の例

- (障) 医療費受給者証
- こども医療費受給者証（県外居住者のみ）
- ひとり親家庭等医療費受給資格証
- 妊産婦医療費助成



提出書類

医療費助成制度（適用・非適用）届出書（石川支部ホームページよりダウンロード可）

<https://www.kouritu.or.jp/ishikawa/tetsuduki/kyosai/yoshiki/>

トップページ > 石川支部について: 諸用紙ダウンロード > 医療費助成制度（適用・非適用）届出書

添付書類

適用（新規・継続）となった場合 : 今年度交付された医療証（受給者証）の写し

適用停止（受給資格喪失）となった場合 : 停止に関する通知文の写し